

浜松市物流等円滑化支援交付金に関するFAQ

1 対象事業者について

Q 1	貨物自動車運送業とは
A 1	貨物自動車運送事業法第2条に規定される、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び、貨物軽自動車運送事業をいい、有償で自動車を利用して貨物を運送する事業をいいます。一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業については、国土交通省の許可（同法第3条、第35条）が、貨物軽自動車運送事業については、国土交通省への届け出（同法第36条）が必要となっています。
Q 2	貸切旅客自動車運送業とは
A 2	道路運送法第3条に規定される一般貸切旅客自動車運送業のうち、一般貸切旅客自動車運送事業と、特定旅客自動車運送事業（送迎バス）を対象となります。
Q 3	営業ナンバー所有車のみを対象とするのはなぜか
A 3	道路運送法第4条、第43条及び貨物自動車運送事業法第3条、第35条、第36条の規定に基づき、国土交通大臣の許可又は届け出を行った「事業用自動車」を対象としています。 燃油価格高騰に伴う価格転嫁が難しい運送業を支援するという観点から、営業ナンバー（緑・黒）のみを対象とし、自社物流に関しては対象外です。
Q 4	引越業者も対象となるのか
A 4	引越業者で一般貨物自動車運送事業の許可を得ているもの、又は貨物軽自動車運送事業の届出をしているものは対象となります。
Q 5	バイク便も対象となるのか
A 5	バイク便でも軽貨物運送事業の届出をしているものは対象となります。緑ナンバーの取れる125CC超のバイクが対象となり、それ以下のバイクは対象となりません。
Q 6	送迎バスや霊柩車は対象か
A 6	送迎バスは特定旅客自動車運送事業にあたりますが、営業ナンバーであれば対象となります。 霊柩車は、一般貨物自動車運送事業にあたるので対象となります。
Q 7	産業廃棄物収集運搬業者は対象外なのか
A 7	産業廃棄物収集運搬業者であっても、営業ナンバーの車両については対象となります。

2 営業所、補助車両数について

Q 8	市内に本店、支店、営業所を置く自動車運送業とあるが、どの車両が対象となるのか
A 8	浜松市内の営業所にて登録されている営業車両を対象とします。
Q 9	保有台数の2分の1とあるが、保有台数が1台の場合は1台となるのか
A 9	燃油価格高騰による影響は、保有台数の大小にかかわらず受けているため、事業者間の公平性の観点から、交付対象車両は一律で保有台数の2分の1としました。保有台数が1台の場合でも1台を交付対象とします。
Q 10	保有車両の2分の1・上限50台とあるが、どの車両が対象となるのか
A 10	浜松市内の営業所に登録されている車両合計の2分の1が対象となります。市内の営業所に登録されている車両が100台以上の場合は、50台までが交付対象となります。
Q 11	車両の大きさやバスの種類が異なっても、1台45千円なのか
A 11	バスやトラックは軽油、軽貨物はガソリンを燃料としており、車両によって燃費や燃料が異なりますが、一律45千円としました。
Q 12	保有台数が奇数の場合はどうなるのか
A 12	奇数の場合は繰り上げて計算します。保有台数が3台の場合は2台分、保有台数が99台の場合は50台分とします。

3 交付金申請について

Q 13	申請期間はいつか
A 13	交付金申請期間は、令和5年10月16日（月）から令和5年12月15日（金）までです。
Q 14	必要書類はなにか
A 14	事業を実施するにあたっての、国への申請書類等（事業計画書の届）と車検証、浜松市で事業を実施していることの証明書（確定申告書、現在事項証明書等）等です。詳細はHPを参照ください。
Q 15	申請方法はどのように考えているのか
A 15	申請方法は、WEBと郵送の2種類です。
Q 16	複数の営業所がある場合はどこが申請するのか
A 16	本社又は代表する営業所にて、浜松市内の登録台数をまとめたうえで申請をお願いします。
Q 17	浜松市を営業区域としているが、営業所は隣接した湖西市や磐田市である場合は、対象となるのか
A 17	営業所が浜松市内であり、車検証の本拠の位置が浜松市内であることが条件となるため、対象外となります。

Q 18	申請における車検証の有効期間切れの考え方は
A 18	申請日を基準に考えます。申請時点で、車検証に記載の「有効期間の満了する日」が、申請日よりも前の場合は、その車両は交付対象外とします。
Q 19	電子車検証の場合、従来の車検証に記載があった「本拠の位置」の記載がない場合は
A 19	電子車検証とともに自動車検査証記録事項が発行されます。そちらには従来と同様に“本拠の位置”の記載がありますので、自動車検査証記録事項の写しを提出してください。
Q 20	トレーラに関して、牽引する側車両(トラクター)と牽引される側(トレーラ)があり、それぞれナンバーがあるが、どちらも交付対象車両か
A 20	エンジンがある車両(牽引する側)のみが対象であり、トレーラは対象外です。
Q 21	特別徴収義務者指定通知書はいつ頃、事業者が届いているものなのか
A 21	毎年、5月中旬頃に事業者様に市から送付しております。特別徴収義務者に指定されている事業者に送付しますので、本社と営業所の住所が異なる場合は、本社宛てに通知している場合があります。
Q 22	特別徴収義務者指定通知書を紛失してしまった場合再発行は可能か
A 22	特別徴収義務者指定通知書は再発行が可能です。再発行の申請は、市民税課 特別徴収グループ(457-2142)までお問い合わせください。
Q 23	200台保有とした場合、支給対象は2分の1であり、最大で50台までとなるが、車検証は何台分提出すればよいか?
A 23	車検証は保有台数分の200台分の提出となります。